

福 議 委 号
令和2年10月20日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

総務教育常任委員会
委員長 川村 明雄



所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、令和2年9月16日福島町議会定例会9月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第148条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	7 第5次福島町総合計画の変更について	8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
調査期間	令和2年10月19日（1日間）	
出席委員	委員長 川村 明雄 副委員長 花田 勇 委員 木村 隆 委員 杉村 志朗 委員 平野 隆雄 委員 溝部 幸基	
出席説明員	町 長 鳴海 清春 副町長 工藤 泰 総務課長 小鹿 一彦 企画課長 住吉 英之 町民課長 福原 貴之 企画課企画係長 阿部 孝憲 教育委員会 教育長 小野寺 則之 事務局長 石岡 大志	町 長 鳴海 清春 副町長 工藤 泰 総務課長 小鹿 一彦 総務課長補佐 村田 洋臣
議会事務局職員	事務局長 阿部 憲一 係 長 福井 理央 主 査 中島 和俊	

[委員会意見]

調査事件7 第5次福島町総合計画の変更について

(令和2年10月19日調査)

町より提出された今年度ローリング作業に伴う第5次福島町総合計画後期実施計画変更に係る関係資料に基づき計画変更の内容を調査したので、調査結果を報告する。

【論点とした調査項目・意見】

1 地域公共交通策定計画策定について

当計画は、今年6月の地域公共交通の活性化・再生に関する法律の一部改正により、公的負担（国庫補助金）と連動した効果的・効率的な地域交通路線確保には、計画策定が必要との説明だが、計画策定に係る事業主体や総事業費・算定根拠等基本的な事項については、「総合計画の策定と運用に関する条例」にも規定されている、わかりやすい資料提供に努められたい。

なお、総合計画審議会資料も同様とのことだが、審議会に対しても政策等調書等、委員の事業内容理解に資する資料提供に配慮されたい。

2 地域間幹線系統松前木古内線バス車両更新事業について

計画変更の理由が、「新型コロナウイルス感染症の影響でバス車両の更新が困難になった」とのことであるが、車両更新に係る国庫補助金の基準年数や、函館バスの社内基準、また、実際の更新年数を実態調査し、安全な車両による地域交通の確保と、車両更新に係る財源負担の軽減の両視点で、今後の協議を進められたい。

また、函館直行便利用者から「函館に至る間のトイレ」について要望があったことから、路線上のトイレタイムの場所・トレイ付きバス導入等について検討していただきたい。

3 一般社団法人福島町まちづくり工房運営支援事業について

当該事業は、まちづくり工房の決算状況・今後の組織体制の構築を考慮し、令和3年度から令和5年度までの3か年間、財政支援を実施する内容であるが、本来的には、理事会や総会で、今後の工房の運営状況等の見通しを主体的に協議・検討した上で町に要望しなければ、所期の目的である自立した組織としての組織運営が醸成されないと思慮する。

町にとって、まちづくり工房は町の将来を担う大事な組織であることから、工房と連携を強化し、地域おこし協力隊の再利用を含めた人的な組織体制の強化を強く望む。

4 その他所管の事業について

産官学連携における小学生のプログラミング教室については、今年度で事業終了とのことだが、継続的な小学生への事業継続を望む。

[委員会意見]

調査事件 8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について (令和2年10月19日調査)

本年6月12日、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町村議会議員選挙及び町村長選挙で、選挙運動用自動車の使用料、選挙用ポスター・ビラの製作費用が、法律施行日の今年12月12日までに関係条例を制定することにより選挙公営の対象となった。

町では、選挙公営に係る関係条例を定例会12月会議に提出予定であることから、町より提出された関係資料に基づき選挙公営の内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

【論点とした調査項目・意見】

1 選挙運動用ポスターの公費負担額の設定について

ポスターの公費負担額については、公職選挙法で定義されているが、条例制定を先行している道内市議会の状況を見ると、法規定の公費負担額を下回る市議会があり、前回の福島町議会議員選挙の実績を見ても、ポスター作製費は、法規定の公費負担額を大きく下回っている実態となっていることから、降雨時のポスター張替えの実態などを考慮したポスター掲示場数の乗率、先行町村条例や町の実態、公費負担の抑制等を視点とした再検討を強く望む。

2 選挙用ハガキと選挙用ビラの取扱いについて

平成15年当町議会議員選挙から選挙公報を発行することとなったことを機会に、立候補者の申し合わせにより選挙用ハガキの使用を自粛することとしている。今回の法改正により選挙用ビラ作成費が新たに公費負担の対象となったが、選挙用ビラについても、選挙公報の活用で十分役割を果たすことができると思慮されることから、公費負担抑制を視点として削除を検討願いたい。

3 総括的意見について

当初、町では関係条例制定について、定例会12月会議提案を想定していたが、さらに検討を加え、条例提案を定例会3月会議に予定したいとしたことから、議会としても、さらに調査・検討し対応することとした。